

26

国の財産、公文書及び債務
 についての国家承継に関する
 ウィーン条約(国家財産等
 承継条約) (抄)

採択 一九八三年四月八日(ウィーン)
 効力発生
 日本国

前文(略)

第一部 一般規定

第一条(この条約の範囲)この条約は、国の財産、公文書及び債務についての国家承継の効果について適用する。

第二条(用語)

第三条(この条約の範囲に入る)

第四条(この条約の時間的適用)

第五条(他の事項についての承継)

第六条(自然人又は法人の権利及び義務)この条約中のいかなる規定も、自然人又は法人の権利及び義務に関するいかなる問題にも、いかなる点においても影響を及ぼすものとみなされてはならない。

第二部 国の財産

第一節 序

第七条(この部の範囲)この部の条は、先行国の国の財産に関する国家承継の効果に対して適用する。

第八条(国の財産)この部の条の適用上、「先行国の国

の財産」とは、国家承継の日に、先行国の国内法上、その国が所有していた財産、権利及び利益をいう。
 第九条(国の財産の移転の効果)先行国の国の財産の移転は、この部の条の規定に従うことを条件として、先行国の権利を消滅させ、かつ、承継国に移転した国の財産に対する承継国の権利を発生させる。

第一〇条(国の財産が移転する日)(略)

第一一条(国の財産の無償による移転)この部の条の規定に従うことを条件とし、かつ、別段の合意が関係国により行われるか又は適切な国際機関により取り決められない限り、先行国の国の財産の承継国への移転は無償で行なわれる。

第十二条(第三国の財産に対する国家承継の無影響)(略)

第十三条(国の財産の保存及び保全)この部の条の規定の実施上、先行国は、これらの規定に従って承継国に移転する国の財産の損傷又は破壊を防止するため、のあらゆる措置をとる。

第二節 国家承継の特定の部類に関する規定

第十四条(国の領域の一部の移譲)1 国の領域の一部がその国から他の国に移譲されるとき、先行国の国の財産の承継国への移転は、両国の間の合意により定められる。
 2 そのような合意が行われない場合、

(a) 先行国の所有する不動産であつて、国家承継が関連する領域内に所在するものは、承継国に移転する。

(b) 先行国の所有する動産であつて、国家承継が関連する領域内についての先行国の活動に係るものは、承継国に移転する。

第十五条(新独立国)1 承継国が新独立国である場合、先行国の所有する不動産であつて、国家承継が関連する領域内に所在するものは、承継国に移転する。

(b) 国家承継が関連する領域に属していた不動産で

あつて、従属していた期間中にこの領域の外に所
在し、かつ、先行国の国の財産となつていたもの
は、承継国に移転する。

(c) 先行国の所有する不動産であつて、(b)に掲げる
ものに含まれず、国家承継が関連する領域の外に
所在し、かつ、その創設について従属地域が寄与
したものは、その従属地域の寄与の程度に応じて
承継国に移転する。

(d) 先行国の所有する動産であつて、国家承継が関
連する領域についての先行国の活動に係るものは、
承継国に移転する。

(e) 国家承継が関連する領域に属していた動産で
あつて、従属していた期間中に先行国の国の財産
となつていたものは、承継国に移転する。

(f) 先行国の所有する動産であつて、(d)及び(e)に掲
げるものに含まれず、かつ、その創設について従
属地域が寄与したものは、その従属地域の寄与の
程度に応じて、承継国に移転する。

2 新独立国が二又は三以上の従属地域をもつて構成
される場合、先行国の国の財産の新独立国への移転
は、1の規定に従つて定められる。

3 従属地域がその国際関係について責任を負つてい
た国以外の国の領域の一部となる場合、先行国の国
の財産の承継国への移転は、1の規定に従つて定め
られる。

4 1から3までの規定の適用以外の方法により、先
行国の国の財産の承継を定めるために先行国と新独
立国との間に締結される協定は、富と天然資源に対
するすべての人民の永久的主権の原則を侵害しては
ならない。

第一六条 国の結合（略）

第一七条 国の領域の一又は二以上の部分の分離、1
国の領域の一又は二以上の部分がその国から分離し
て一承継国を構成する場合、先行国と承継国とが別
段の合意を行わない限り、

(a) 先行国の所有する不動産であつて、国家承継が
関連する領域内に所在するものは、承継国に移転
する。

(b) 先行国の所有する動産であつて、国家承継が関
連する領域についての先行国の活動に係るものは、
承継国に移転する。

(c) 先行国の所有する動産であつて、(b)に掲げるも
のに含まれないものは、衡平な割合において承継
国に移転する。

2 1の規定は、国の領域の一部がその国から分離し
て他の国と結合する場合に適用する。

3 1及び2の規定は、国家承継の結果生じることの
ある先行国と承継国との衡平な補償に関するいかな
る問題をも妨げるものではない。

第一八条（国の分裂）1 国が分裂して消滅し、先行国
の領域の部分が二又は三以上の承継国を構成する場
合、当該承継国が別段の合意を行わない限り、

(a) 先行国の所有する不動産は、その所在する領域
を有する承継国に移転する。

(b) 先行国の所有する不動産であつて、その領域の
外に所在するものは、衡平な割合において承継国
に移転する。

(c) 先行国の所有する動産であつて、国家承継が関
連する諸領域についての先行国の活動に係るもの
は、当該承継国に移転する。

(d) 先行国の所有する動産であつて、(c)に掲げるも
のに含まれないものは、衡平な割合において承継
国に移転する。

2 1の規定は、国家承継の結果生じることのある承
継国との間の衡平な補償に関するいかなる問題をも妨
げるものではない。

第三部 国の公文書

第一節 序

第一九条 この部の範囲（この部の条は、先行国の国の
公文書に関する国家承継について適用する）。

第二〇条 国の公文書（この部の条の適用上、「先行国
の国の公文書」とは、国家承継の日に、先行国の国
内法上その国に属し、かつ、目的のいかんを問はず
公文書として先行国が直接保存していたか又はその
管理の下に置いていたすべての文書、その時期及び
種類のいかんを問わない。）であつて、先行国がその
任務遂行に當つて作成し又は受領したものをいう。

第二一条 国の公文書の移転の効果

第二二条 国の公文書の移転による日

第二三条 国の公文書の無償による移転

第二四条 第三国の公文書に対する国家承継の無影響

第二五条 国の公文書群の一体性の保存

第二六条 国の公文書の保存及び保全

第二節 国家承継の特定の部類に関する規定

第二七条 国の領域の一部の移譲（1 国の領域の一部
がその国から他の国に移譲される場合、先行国の国
の公文書の承継国への移転は、両国間の合意によ
り定める。）

2 5（略）

第二八条 新独立国 1 承継国が新独立国である場合
あつて、国家承継が関連する領域に属してきた公文書で
あつて、従属していた期間中に先行国の国の公文
書となつていたものは、新独立国に移転する。
(a) 先行国の国の公文書の一部であつて、国家承継
が関連する領域の正常な統治のためその領域内に
置かれるべきものは、新独立国に移転する。
(b) 先行国の国の公文書の一部であつて、(a)及び(b)
に掲げるものに含まれず、国家承継が関連する領
域に専ら又は主として係るものは、新独立国に移
転する。
(c) 先行国の国の公文書の一部又は適切な写しであつ

て、1の規定に掲げるものに含まれていないが国家承継が関連する領域にとつては関連があるものも移転は、先行国と新独立国との間の合意により、これらの国が先行国の国の公文書の当該部分から、可能な限り広くかつ衡平な利益を得るような方法において定める。

3 先行国は新独立国に対して、新独立国の領域の権原若しくはその境界を証明するため、又はこの条の他の規定に従って新独立国に移転した先行国の国の公文書中の特定文書の意味を明らかにするために必要である利用可能な最善の証拠を、その国の公文書の中から提供する。

4 先行国は、国家承継が関連する領域に属していたいづれかの公文書であつて、従属していた期間中に散逸したものを回収するための努力において、承継国と協力する。

7 先行国の国の公文書に関して先行国と新独立国との間に締結される協定は、それらの国の人民が有する発展の権利、各自の歴史についての情報に対する権利、及び各自の文化遺産に対する権利を侵害してはならない。

第二九条(国の結合)二又は三以上の国が結合して一承継国を構成する場合、先行国の国の公文書は承継国に移転する。

第三〇条(国の領域の一又は二以上の部分の分離)一

国の領域の一又は二以上の部分がその国から分離して一國を構成する場合、先行国と承継国とが別段の合意を行わない限り、

(a) 先行国の国の公文書の一部であつて、国家承継が関連する領域の正常な統治のためにその領域内に置かれるべきものは、承継国に移転する。

(b) 先行国の国の公文書の一部であつて、(a)に掲げるものに含まれず、国家承継が関連する領域に直接係るものは、承継国に移転する。

2(5)略

第三一条(国の分裂)一 国が分裂して消滅し、先行国の領域の部分が二又は三以上の承継国を構成する場合、当該承継国が別段の合意を行わない限り、

(a) 先行国の国の公文書の一部であつて、承継国の領域の正常な統治のためにその領域内に置かれるべきものは、承継国に移転する。

(b) 先行国の国の公文書の一部であつて、(a)に掲げるものに含まれず、国家承継が関連する領域に直接係るものは、承継国に移転する。

2(5)略

第四部 国の債務

第一節 序

第三二条(この部の範囲)この部の条は、国の債務に関する国家承継の効果に対して適用する。

第三三条(国の債務)この部の条の適用上、「国の債務」とは、先行国の財政上の義務であつて、国際法に従つて他の国、国際機関又は他のいづれかの国際法主体に対して生じるものをいう。

第三四条(国の債務の移転の効果)

第三五条(国の債務が移転する日)

第三六条(債権者に対する国家承継の無影響) 略

第二節 国家承継の特定の部類に関する規定

第三七条(国の領域の一部の移譲)一 国の領域の一部がその国から他の国に移譲される場合、先行国の国の債務の承継国への移転は、両国の間の合意により定める。

2 そのような合意が行われない場合、先行国の国の債務は、特にその債務に関連して承継国に移転する財産、権利及び権益を考慮に入れて、衡平な割合において承継国に移転する。

第三八条(新独立国)一 承継国が新独立国である場合、

先行国のいかなる国の債務も、先行国の国の債務であつて国家承継が関連する領域における先行国の活動に係るものも、新独立国に移転する財産、権利及び権益との間の結合関係にかんがみ、両国の間において別段の合意が行われるのでない限り、新独立国に移転しない。

2 1にいう合意は、富と天然資源に対するすべての人民の永久的主権の原則を侵害してはならず、また、その実施は新独立国の基本的な経済上の均衡を危険に陥れてはならない。

第三九条(国の結合)二又は三以上の国が結合して一承継国を構成する場合、先行国の国の債務は、承継国に移転する。

第四〇条(国の領域の一又は二以上の部分の分離)一 国の領域の一又は二以上の部分がその国から分離して一國を構成する場合、先行国と承継国とが別段の合意を行わない限り、先行国の国の債務は、特にその債務に関連して承継国に移転する財産、権利及び権益を考慮に入れて、衡平な割合において承継国に移転する。

2 1の規定は、国の領域の一部がその国から分離して他の国と結合する場合に適用する。

第四一条(国の分裂)国が分裂して消滅し、先行国の領域の部分が二又は三以上の承継国を構成する場合、当該承継国が別段の合意を行わない限り、先行国の国家債務は、特にその債務に関連して承継国に移転する財産、権利及び権益を考慮に入れて、衡平な割合において承継国に移転する。

第五部 紛争の解決

第六部 最終規定

附屬書

略